



## ■ Nueva Normalidad スタート

3月24日から続いた「Jornada Nacioanl de Sana Distancia」の期間が終わり、6月1日より、5月14日、15日、29日に官報公示された保健省令に基づく、社会活動再開に向けた「Nueva normalidad」の期間が始まりました。

活動再開に向けたレベルを赤・橙・黄・緑と4つの色で示し、連邦政府が発表する色に基づき、以下の範囲で活動が許されうるとしています。

	Máximo 赤	Alto 橙	Intermedio 黄	Cotidiano 緑
経済活動	必要不可欠な事業のみ  ・1.5mの間隔の維持もしくは保護具の提供 ・感染リスクの高い人は在宅勤務 ・入退管理 ・時差を設けたシフトやワークスケジュールの確立 etc.	必要不可欠な事業、その他の事業については出勤率30%での活動可  ・1.5mの間隔の維持もしくは保護具の提供 ・入退管理 ・時差を設けたシフトやワークスケジュールの確立 ・感染リスクの高い人には最大の注意を払う etc.	全事業活動可 (在宅勤務の推奨)  ・1.5mの間隔の維持もしくは保護具の提供 ・入退管理 ・時差を設けたシフトやワークスケジュールの確立 ・感染リスクの高い人には最大の注意を払う etc.	全事業活動可 (全従業員の出勤可)  ・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い人には最大の注意を払う
教育機関	閉鎖	閉鎖	閉鎖	再開
公共施設	利用不可	制限付きで屋外の利用可、屋内の利用は不可	屋外の利用可、制限付きで屋内の利用可	利用可

また企業活動の再開にあたっては、5月29日付保健省令による「経済活動再開のための特定技術的ガイドライン」に従い、経済活動の種類、事業所の規模、事業所の特徴を鑑みた対策が必要となります。事業所の規模は、その活動に応じて以下のように分類され、それぞれの規模に応じ、必須対策と推奨対策が用意されています。

規模	業種	従業員数	対策
零細企業(Micro)	全種	10人以下	ガイドライン リストA) 表6～表11に掲載される全55項目
小企業(Pequeña)	商業(Comercio)	11人～30人	
	工業(Industria)及びサービス業(Servicios)	11人～50人	
中企業(Mediana)	商業(Comercio)	31人～100人	ガイドライン リストB) 表12～表17に掲載される全72項目
	サービス業(Servicios)	51人～100人	
	工業(Industria)	51人～250人	
大企業(Grande)	サービス業(Servicios)及び商業(Comercio)	101以上	ガイドライン リストC) 表18～表24に掲載される全82項目
	工業(Industria)	251人以上	

これらを踏まえた、各事業所における衛生指針を策定し実施していかなければなりません。ただし、具体的な方針は州政府が決めることとなり、また連邦政府の発表する色とは異なる対応をとる州政府もあることから、事業所所在地における州政府の指針も踏まえた内容の対策をとることが必要です。

### ■ ハーグ制度を利用した意匠権保護がメキシコで可能となりました

2020年6月6日、メキシコによるハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)への加盟が発効しました。これにより、日本企業など、締約国に住所を有する者は、1つの国際出願及び一括手数料でメキシコを含め最大89の国での意匠の保護を求めることができるようになりました。また、メキシコからもこの国際出願を利用し、メキシコ国外での権利保護を求めることができます。

ハーグ制度による意匠国際登録出願とは、単一言語(英語、フランス語、スペイン語から1つを選択)による国際事務局への一つの出願手続で、指定した国それぞれに出願した場合と同等の効果を得ることができる意匠の国際出願・登録システムであり、手続きが簡易であり、出願国毎の書類の用意が不要ですので、複数国での意匠権利保護を図る場合にメリットがあります。

日本からの手続をご検討の際には、グループ事務所で承ることも可能ですので、お気軽にご相談ください。

### ■ 5月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
5月7日	5月8日	Tercera Resolución General por la que se determina el monto del valor total de los activos a que hace referencia el artículo 9o. de la Ley de Inversión Extranjera.	制定
5月8日	5月9日	Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos.	改正
5月14日	5月14日	Acuerdo por el que se establece una estrategia para la reapertura de las actividades sociales, educativas y económicas, así como un sistema de semáforo por regiones para evaluar semanalmente el riesgo epidemiológico relacionado con la reapertura de actividades en cada entidad federativa, así como se establecen acciones extraordinarias.	制定
5月15日	5月15日	Acuerdo por el que se establece una estrategia para la reapertura de las actividades sociales, educativas y económicas, así como un sistema de semáforo por regiones para evaluar semanalmente el riesgo epidemiológico relacionado con la reapertura de actividades en cada entidad federativa, así como se establecen acciones extraordinarias.	改正
5月15日	5月16日	Acuerdo por el que se emite la Política de Confiabilidad, Seguridad, Continuidad y Calidad en el Sistema Eléctrico Nacional	制定
5月19日	5月20日	Reglas generales sobre medición de aguas nacionales a que se refiere la fracción I, del párrafo tercero, del artículo 225, de la Ley Federal de Derechos	改正
5月20日	5月21日	Acuerdo por el que se reduce el plazo de respuesta de los trámites que se indican, inscritos en el Registro Federal de Trámites y Servicios, que aplica la Secretaría de Economía	制定
5月29日	5月29日	Lineamientos Técnicos Específicos para la Reapertura de las Actividades Económicas.	制定

## ■ 固定費の見直しに、お見積り承ります

昨今の情勢を踏まえ、会社の収支を見直されている方も多いかと思えます。固定費の一つとして、法律顧問料の見直しはいかがでしょうか。

例えば…

- ・毎月顧問料を払っているけど、実際に相談する案件はあまりない
- ・いつでも相談できる状態は保ちたいが、月々の支出を抑えたい
- ・日本語の解説が欲しい、etc…

弊事務所ではお客様のニーズに合わせて、柔軟な対応が可能です。個々のご事情に沿った顧問契約を承りますので、お気軽にお問合せください。

また、顧問契約がない場合でも、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談など、案件1つに対するお見積りを提示し、ご依頼を承ることも可能です。

- ・顧問契約を解約、顧問先がない
- ・セカンドオピニオンが必要
- ・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc…

といった方、お気軽にお問合せください。

お見積りに関するご相談は無料です。お客様一人ひとりのご要望に併せてお見積りいたします。

## ■ お知らせ

ジェットロメキシコオフィスが実施する中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業の2020年度コーディネーターに当事務所の堤雄史、津村亜希子、南智士が選任されましたのでご案内いたします。

本事業は、名称のとおり、通常は中小企業を対象にしておりますが、大企業の皆様にも新型コロナウイルス感染拡大に関する「法務・労務等の相談(ブリーフィング・サービス)」につきまちは無料でご活用いただけるようになっております。こちらも併せてご活用をご検討いただきますようお願い申し上げます。

勿論、コロナウイルス感染症に関するもの以外にも、中小企業の皆様の法務・労務等の相談にも対応いたします。ジェットロ・ブリーフィングサービスをご利用頂く際には、ジェットロを通じてご連絡頂くようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/mx\\_mexico/platform.html](https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/mx_mexico/platform.html)

また、新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、メールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。

業務は在宅勤務の形で継続しておりますので、新型コロナウイルスに伴う対応に関する法務上のご相談などがございましたらご連絡下さい。

皆様大変な状況かと思えますが、協力してこの事態を乗り越えていければと存じますので引き続きよろしくお願い申し上げます。



## TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

### Address

Hegel 207 Piso 6, Col. Polanco V  
Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560,  
Ciudad de México, México.

### Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>